

政治資金収支報告書「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」開示結果
+ 国立国会図書館 WARP 調査結果

NPO 法人 情報公開市民センター

1. はじめに

自由民主党主要派閥が開催した政治資金パーティーについて、政治資金収支報告書の不記載・虚偽記載があるとして、2022 年 11 月以降に上脇博之・神戸学院大学教授が政治資金規正法違反で刑事告発した件は、2024 年 1 月に東京地検特捜部が 2 会派の会計責任者を在宅起訴、1 会派の元会計責任者を略式起訴した。判明した 2020 年-2022 年分の 5 派閥の政治資金パーティーによる裏金作りはキックバック・裏金プールともに年間 1 億円を超えた。2024 年 2 月 13 日に自民党が公表した、党所属全ての現・元国会議員へのアンケート結果によれば、政治資金収支報告書への記載漏れや誤記載は、85 名（衆院 51 名、参院 31 名、元 3 名）で 5 億 7949 万円に上った。

2024 年 6 月 19 日には改正政治資金規正法が成立したが、抜本的な解決とならず、岸田文雄首相は政治資金の問題など国民の政治不信を招く事態が生じたとして 2024 年 8 月 14 日に次期自由民主党総裁選に立候補しない考えを明らかにした。

そもそものきっかけは 2022 年 11 月 6 日号のしんぶん赤旗日曜版のスクープだった。総務省と、新潟県選管を除く各都道府県選挙管理委員会のホームページに PDF で掲載されている政治資金収支報告書を読み込み、2018 年分～2022 年分の政治資金パーティー 20 万円超収入明細合計約 2500 万円が、5 派閥の収入欄に記載されていないことを突き止めた。

ただ政治資金収支報告書は紙をスキャンした PDF で読みにくく、しかも 3 年しかウェブページに掲載されない。上脇教授の刑事告発を受け、各地の市民オンブズマンも政治資金収支報告書のチェックを行ったが、膨大な手間がかかっている。

本来は市民がチェックしやすい政治資金制度に改正すべきだが、2024 年 3 月時点で市民がどうチェック出来るのか、今回①「政治資金関係申請・届出オンラインシステムに入力した電磁的記録」調査、②国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）調査、③各自治体の WARP への回答情報公開調査 で考えてみた。

2. 「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」入力データ開示請求

1) 「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」とはなにか

2005 年以降総務省が約 36 億円を投じて、政治資金収支報告書をネット経由で提出する「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」（以下「システム」と呼ぶ）を整備した。しかし国会議員が関係する政治団体がオンラインシステムを経由し

て政治資金収支報告書を提出したのは1.13%に留まっている¹。

他の政治団体は原則紙で各選管に提出し、選管は紙をPDF化し選管のウェブページに掲載しているだけだと思っていた。ところが、2024年1月29日に愛知県選管の担当者と電話で話していたところ、「各選管が紙で提出された政治資金収支報告書を『システム』に入力し、収入・支出の概要がわかるようにしている」と述べたため、試しに愛知県選管・神奈川県選管・鳥取県選管に「システム」の情報公開請求を行ったところ、特に鳥取県選管から詳細な内容がエクセル形式で開示されたため、全国調査することにした。

各選管の担当者に話を聞くと、「システムは総務省から提供されたが、どこまで活用するかは各選管に任されている」という。すでに「システム」に選管が入力していれば、各政治団体同士のカネの流れについてチェックがしやすくなる。現在の政治資金規正法に基づく記載の限界はあるが、単にPDFを目視するよりははるかに市民の監視がしやすくなるだろう。

2) 「システム」開示請求の内容

NPO法人情報公開市民センターは、各都道府県選挙管理委員会に対し、2024年3月25日に「各選挙管理委員会に提出された『平成16年～令和4年分 政治資金収支報告書』に関し、当該内容をシステムに入力した電磁的記録（2024年3月25日現在）（選挙管理委員会事務局ウェブサイト掲載内容を除く）（電磁的記録での開示希望）」を行った。総務省に対しても2024年3月28日に「総務省に提出された同電磁的記録」を情報公開請求した。

3) 「システム」開示請求結果

開示請求結果は以下となった。開示された年や寄付者名記載の有無などは【別紙1】を参照してもらいたい。

- ・ 不存在 4 県（秋田県、福島県、島根県、沖縄県）
- ・ 告示原稿 19 府県（新潟県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県）＋総務省
- ・ 総括表のみ 14 都県（山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、長野県、愛知県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県）
- ・ 総括表と告示原稿 1 府（大阪府）
- ・ 総括表、内訳、資産 9 道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、茨城県、岐阜県、三重県、鳥取県、佐賀県）

「告示原稿」というのは、「県公報」に告示する原稿のフォーマットになっており、ずらずらとデータが並んでいるだけで一覧表として活用はしにくい。しか

¹ 2020年12月12日7時00分 朝日新聞 進まぬ政治とカネのデジタル化 36億円投じて利用1%

<https://www.asahi.com/articles/ASNDC75JJNCTUTIL024.html>

し、デジタル化されているため検索が容易であり、紙を PDF するよりはるかによい。

「総括表」は、政治団体名、収入総額、収入の内訳、支出総額、支出の内訳など、政治資金収支報告書に記載があるまとめを一覧表にしているものだ。これがあれば政治団体の収支の概要は分かるが、寄付者名等詳細は分からず、詳しく調べようとする「政治資金収支報告書」に当たる必要がある。

「内訳」は、各政治団体にどの政治団体から資金の移動があったか、寄付者はだれかなど詳細が記載されている。「資産」は政治資金収支報告書の「資産等の状況」をエクセル形式でまとめている。いずれもデジタル化・一覧表化することで大変分かりやすくなっているが、「内訳」「資産」が公開されたのは残念ながら9道県に留まっている。

また、「定期公表」までにシステムに入力している選管が多いようで、後日政治資金収支報告書が提出された際に更新することや、訂正時に更新されていないところがほとんどのようだ（今回の調査では、更新されていたかどうかはわからなかった）。

4) 「システム」開示まとめ

「システム」の存在自体は知られていたが、各選管が「システム」に入力していたことは市民・報道機関に知られていなかった。

2024年6月19日成立した改正政治資金規正法では、政治資金収支報告書等のオンライン提出の義務化が2027年1月1日以降義務づけられたが、どこまでデジタル化するかは今後の政治資金規正法施行令で決めるという²。単に紙をスキャンしてオンライン提出するのではなく、全てをデジタル化した上でオンライン提出し、市民にデジタルの形で公表してもらいたい。

3. 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）調査

1) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）とはなにか

先述の通り、政治資金収支報告書は総務省と新潟県選管を除く46都道府県選管のウェブページに紙をスキャンしたPDFの形で公開されているが、3年しか公開されない。これでは、過去の政治資金を調べることが極めて困難となる。

ところで、国・地方公共団体等の公的機関が公開しているウェブサイトを、国立国会図書館が国立国会図書館法に定める制度に基づいて収集する「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）³」というものがある。2002年から発信者に許諾を得て収集してきたが、2010年度からは改正国立国会図書館法により公的機関のインターネット資料については許諾を得ることなく収集できる

² 2024年6月26日 総務事務次官 「政治資金規正法の一部を改正する法律の公布について」通知) https://www.soumu.go.jp/main_content/000954745.pdf

³ <https://warp.ndl.go.jp/>

ようになった。

2) WARP 調査の概要

そこで、WARP で収集した各選管のページを WARP で検索すれば、各選管が掲載した過去の政治資金収支報告書を見ることができないのではないかと考えた。

しかしながら、WARP は「発信者から許諾をいただいた上で」インターネット経由での閲覧サービスを提供する・複写サービスを提供するとのこと。

WARP は収集した各自治体のウェブページについて、各自治体の許諾がなければ、法律に基づいて⁴「館内での閲覧サービス」のみ提供している。なお、館内では写真撮影も不可なので、文字通り閲覧のみ許されている。メモやパソコン持ち込みは許されているので、国立国会図書館で画面を見てメモするかパソコン入力するしかない。なお、国立国会図書館は行政機関情報公開法の対象外であり、「国立国会図書館事務文書開示規則⁵」では「館が収集した図書館資料は除かれます」とある。

今回、各選管にいったんは掲載された政治資金収支報告書が WARP でどこまでインターネット公開されているか、国立国会図書館（東京本館・関西館・国際子ども図書館）でしか見ることが出来ないかを、ネット調査と国立国会図書館に 2024 年 2 月-3 月に 3 回行った上での調査を行った。ネット調査は 2024 年 8 月にも確認のため行った。

3) WARP 調査の結果

詳しくは【別紙 2】を見ていただきたいが、「国立国会図書館でしか見ることができない（印刷不可）」の都道府県は 15 都府県（青森県・岩手県・山形県・東京都・愛知県（1 年のみネット閲覧可能）・三重県・滋賀県・京都府・奈良県・島根県・徳島県・愛媛県・福岡県・宮崎県・沖縄県）にのぼった。他 32 道府県は過去の政治資金収支報告書が WARP で閲覧することも、ダウンロード・印刷することも可能だ。

さらに WARP で確認できた政治資金収支報告書の年度も【別紙 2】に記載してある。

なお今回、調査中に「国立国会図書館のみ閲覧可能から全部公開」に変えた県が 3 県（千葉県・兵庫県・長崎県）あった。他 15 都府県も見習っていただきたい。

4) WARP のまとめ

3 年以上前の政治資金収支報告書をチェックするには、現状では上記 15 都府県では国立国会図書館に行くしかない⁶。

⁴ 国立国会図書館法第 21 条、著作権法第 38 条

⁵ <https://www.ndl.go.jp/jp/koukai/seido.html>

⁶ 2024 年 5 月 21 日に、公益財団法人政治資金センターは Web 公開している全ての政治資金収支報告書をアーカイブ化し、いつでも閲覧・検索できる「政治資金収支報告書検索システム」無料

「真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命」とする国立国会図書館が収集した公的機関のウェブサイトは、その目的に沿った形で広く公開すべきである。

4. 各自治体の WARP への回答情報公開調査

1) WARP 許諾情報公開請求

上記で述べたとおり、各自治体の許諾がなければ、WARP で収集したウェブサイトは広くインターネットで公開されない。

NPO 法人 情報公開市民センターは、どうして各都道府県のウェブサイト WARP 許諾したか・しなかったを調べるため、各都道府県のウェブサイト担当者に対し、2024 年 3 月 25 日に以下を情報公開請求した。

- i) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) 担当者 (関西館電子図書館課) から、各自治体のウェブサイト管理者宛に届いた以下許諾依頼・国立国会図書館によるインターネット公開を許諾するか・国立国会図書館による複製サービスを許諾するか
- ii) 上記許諾依頼に対する回答書
- iii) 「上記許諾依頼に対する回答書」を出すに当たって検討した内容がわかるもの

2) 開示結果

改正国立国会図書館法に基づき国立国会図書館が各自治体にウェブサイトの公開許諾をえたのが 2010 年度と古いためか、29 都道府県と総務省が「不存在」だった。

特に、「国立国会図書館のみ」としている 14 都県 (青森県・岩手県・山形県・東京都・愛知県・三重県・滋賀県・奈良県・島根県・徳島県・愛媛県・福岡県・宮崎県・沖縄県) で不存在なのは理解できない。

京都府からは「第三者が権利を有する画像やイラスト等が掲載される可能性がある」ため、愛媛県からは「第三者著作物が掲載されており、厳密に著作権処理を行うことが困難である」ため、インターネットを経由した収集データの公開は許諾しないと開示があった。

3) WARP 収集データをネット公開する理由

以下は WARP 収集データをインターネットで公開を許諾している県について、公開する理由がわかったところを記載した。

埼玉県に情報公開請求したところ、「国立国会図書館による都道府県ウェブサイト情報のインターネット提供に関する調査結果 (2010/9/27 島根県実施)」

【別紙 3】が開示された。当時の各都道府県担当者の考え方が垣間見れて大変興味深い。

千葉県は 2024 年 3 月 4 日付け国立国会図書館からの依頼に対し、「事業内容も一般化し、公式ホームページがディスク容量などの事由により実現出来ない『過去の資料が閲覧できる』仕組みは、閲覧者の利便性向上に資すると思料されることから許諾することとし、別紙（案）により回答してよろしいか」という決裁文書が開示された。

神奈川県は 2019 年 2 月 21 日付け回答に「記者発表資料は不利益情報等公開をとめるものも含まれるため、回答から除外したい」と記載があった。

大分県は 2023 年 6 月 12 日決裁文書に「※インターネット公開を許すと、同館施設外からも過去の県ウェブサイトへアクセスできるようになり、一般国民のほか県における業務においても利便性が高まる。」「※例えば、一定の期間を超えた過去のコンテンツについては WARP へのリンクのみを残して消去することでサイトのファイル容量の節約を図ったり、WARP から過去に公開したファイルやデータを探するなど、業務でも活用可能となる。」と記載があった。

5. まとめ

現状では、各政治団体から提出のあった政治資金収支報告書は、各都道府県選管のホームページに紙をスキャナして PDF で公開されている。今回「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」の存在が明らかとなったので、少なくとも各都道府県選管は自ら入力したデータをネット上で市民に分かりやすい形で公開してもらいたい。今後は政治資金規正法・同施行令を改正し、すべての政治団体がデジタル形式で報告し、デジタルで開示を求めたい。

また、過去の政治資金収支報告書に関しても、少なくとも WARP を活用して広く市民に公開すべきである。

なお、今回開示された資料は第 31 回全国市民オンブズマン大阪大会 2024 附属 CD-ROM に収録している。引き続き注目していきたい。

| | 開示年 | 内容 | 寄付者名 | 備考 |
|----|------|-------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 北海道 | H16-R4 | 総括、内訳、資産 | あり |
| 2 | 青森県 | H16-R5 | 総括、内訳、資産、解散 | あり |
| 3 | 岩手県 | R1-R4 | 総括、内訳、資産 | あり |
| 4 | 宮城県 | H20-R4 | 総括、内訳、資産 | あり |
| 5 | 秋田県 | 不存在 | | H16-H19一部あり 平成30年、令和元年、令和4年分は県選管ページに「収支報告書の要旨」(総括表)がPDFで掲載あり |
| 6 | 山形県 | H20-R4 | 総括 | データは、県ホームページに掲載した段階のもの |
| 7 | 福島県 | 不存在 | | R2-R4分は要旨(総括表と寄付者)がPDFで掲載あり |
| 8 | 茨城県 | R2-R4 | 総括、内訳、資産 | あり |
| 9 | 栃木県 | R2-R4 | 総括 | |
| 10 | 群馬県 | R2-R4 | 総括 | |
| 11 | 埼玉県 | R2-R4 | 総括 | |
| 12 | 千葉県 | R2-R4 | 総括 | |
| 13 | 東京都 | R2-R4 | 総括 | H16-R1一部あり |
| 14 | 神奈川県 | H21-R4 | 総括 | 備考3、4は非公開 |
| 15 | 新潟県 | H26-R4 | 告示原稿 | あり 政治資金収支報告書ホームページ掲載無し |
| 16 | 富山県 | R2-R4 | 総括 | |
| 17 | 石川県 | H23-R4 | 告示原稿 | あり |
| 18 | 福井県 | H18-R4 | 告示原稿 | あり |
| 19 | 山梨県 | H28-R4 | 告示原稿 | あり |
| 20 | 長野県 | H19-R4 | 総括 | |
| 21 | 岐阜県 | H27-R4 | 総括、内訳、資産 | あり |
| 22 | 静岡県 | H21ごろ-R4 | 告示原稿 | あり |
| 23 | 愛知県 | R1-R4 | 総括 | データは、要旨公表時点のもの |
| 24 | 三重県 | H20-R4 | 総括、内訳、資産 | H20-H25は総括のみ |
| 25 | 滋賀県 | H21-R2 | 告示原稿 | あり H21年分以降システム利用 H16-20は解散分 国会議員政治団体 県R2-R4WEB記載 国会議員関係以外 H29-R2要旨 ネットに公表 令和4年以降公報はネットで見れる |
| 26 | 京都府 | H16-R1 | 告示原稿 | あり |
| 27 | 大阪府 | 総括H23-24,H29、R2-4 告示H23-R4 | 総括、告示原稿 | あり 総括原則3年で消す H17-22,H25-28,H30-R1総括一部あり |
| 28 | 兵庫県 | H23-R4 | 告示原稿 | あり |
| 29 | 奈良県 | H25-R1 | 告示原稿 | |
| 30 | 和歌山県 | H14-R4 | 告示原稿 | あり |
| 31 | 鳥取県 | R4 | 総括、内訳、資産 | あり |
| 32 | 島根県 | 不存在 | | |
| 33 | 岡山県 | H22-R1 | 告示原稿 | H22のみあり R2-R4分は要旨ネット公表 システムには入力済 H23以降個人寄付者名は入力していない |
| 34 | 広島県 | H26-R4 | 告示原稿 | あり |
| 35 | 山口県 | H26-R4 | 告示原稿 | あり |
| 36 | 徳島県 | H22-R4 | 告示原稿 | あり |
| 37 | 香川県 | H16-R4 | 告示原稿 | あり |
| 38 | 愛媛県 | H30-R4 | 総括 | |
| 39 | 高知県 | R1-R4 | 告示原稿 | あり |
| 40 | 福岡県 | H16-R4 | 告示原稿 | あり |
| 41 | 佐賀県 | H18-R4 | 総括、資産、寄附内訳等 | あり |
| 42 | 長崎県 | H21-R4 | 総括 | |
| 43 | 熊本県 | H17-R4 | 総括 | H16一部あり |
| 44 | 大分県 | R1-R4 | 総括 | PDFで開示 |
| 45 | 宮崎県 | H20-R4 | 告示原稿 | あり |
| 46 | 鹿児島県 | H20-R4 | 告示原稿 | あり |
| 47 | 沖縄県 | 不存在 | | H16-H19一部あり H23-R4分要旨(告示原稿)選管ページにPDFで公表 |
| | 総務省 | H16-R4 | 告示原稿 | あり |

政治資金収支報告書 国立国会図書館(WARP)掲載状況調査
 全国市民オンブズマン連絡会議

| | | WARP掲載 政治資金収支報告書 | 国立国会図書館のみかどうか | 許諾決定書 |
|----|------|---------------------|---------------------|-------|
| 1 | 北海道 | 平成30年以降 | | 不存在 |
| 2 | 青森県 | 平成22年以降 | 国立国会図書館のみ | 不存在 |
| 3 | 岩手県 | 平成20年以降 | 国立国会図書館のみ | 照会文のみ |
| 4 | 宮城県 | 平成28年以降 | | 不存在 |
| 5 | 秋田県 | 平成30年以降 | | 不存在 |
| 6 | 山形県 | 平成20年以降 | 国立国会図書館のみ | 不存在 |
| 7 | 福島県 | 平成28年以降 | | 不存在 |
| 8 | 茨城県 | 平成29年以降 | | 不存在 |
| 9 | 栃木県 | 平成27年以降 | | 不存在 |
| 10 | 群馬県 | 平成22年以降 | | 不存在 |
| 11 | 埼玉県 | 平成22年以降 | | 決裁文あり |
| 12 | 千葉県 | 平成20年以降 | | 決裁文あり |
| 13 | 東京都 | 平成24年以降 | 国立国会図書館のみ | 不存在 |
| 14 | 神奈川県 | 平成21年以降 | | 決裁文あり |
| 15 | 新潟県 | × | | 回答あり |
| 16 | 富山県 | 平成23年以降 | | 不存在 |
| 17 | 石川県 | 令和4年以降 | | 不存在 |
| 18 | 福井県 | 令和2年以降 | | 不存在 |
| 19 | 山梨県 | 平成29年以降 | | 不存在 |
| 20 | 長野県 | 平成29年以降 | | 不存在 |
| 21 | 岐阜県 | 平成27年以降 | | 不存在 |
| 22 | 静岡県 | 平成27年以降 | | 決裁文あり |
| 23 | 愛知県 | 平成23年以降 | 1年以上前は 国立国会図書館のみ | 不存在 |
| 24 | 三重県 | 平成28年以降 | 国立国会図書館のみ | 照会文のみ |
| 25 | 滋賀県 | 令和3年以降 | 国立国会図書館のみ | 不存在 |
| 26 | 京都府 | 平成28年以降 | 国立国会図書館のみ | 決裁文あり |
| 27 | 大阪府 | 平成21年以降 | | 決裁文あり |
| 28 | 兵庫県 | 令和5年以降 | | 不存在 |
| 29 | 奈良県 | 平成25年以降 | 国立国会図書館のみ | 不存在 |
| 30 | 和歌山県 | 平成27年以降 | | 不存在 |
| 31 | 鳥取県 | 平成22年以降 | | 決裁文あり |
| 32 | 島根県 | 平成28年年以降 | 国立国会図書館のみ | 照会文のみ |
| 33 | 岡山県 | 平成22年以降 | | 不存在 |
| 34 | 広島県 | 令和4年以降 | | 不存在 |
| 35 | 山口県 | 令和元年以降 | | 不存在 |
| 36 | 徳島県 | 平成24年以降 | 国立国会図書館のみ | 不存在 |
| 37 | 香川県 | 平成27年以降 | | 不存在 |
| 38 | 愛媛県 | 平成30年以降 | 国立国会図書館のみ | 照会文のみ |
| 39 | 高知県 | 平成29年以降 | | 不存在 |
| 40 | 福岡県 | 令和4年以降 | 国立国会図書館のみ | 不存在 |
| 41 | 佐賀県 | 平成27年以降 | | 決裁文あり |
| 42 | 長崎県 | 平成18年以降 | | 回答あり |
| 43 | 熊本県 | 平成26年以降 | | 不存在 |
| 44 | 大分県 | 平成26年以降 | | 決裁文あり |
| 45 | 宮崎県 | 平成28年以降 | 国立国会図書館のみ | 不存在 |
| 46 | 鹿児島県 | 平成26年以降 | | 不存在 |
| 47 | 沖縄県 | 平成23年以降 | 国立国会図書館のみ | 照会文のみ |
| | 総務省 | 平成19年以降 | | 不存在 |

国立国会図書館による都道府県ウェブサイト情報のインターネット提供等に関する調査結果(2010/9/27島根県実施)

| 区分 | (1)国立国会図書館の依頼に対する対応 | | | | (2)左の理由 ※その他の場合は、その内容も含む。 | (3)国立国会図書館に回答後、許諾できないコンテンツの把握・国立国会図書館への報告 |
|------|-------------------------|------------|-----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | インターネット提供・全文複写提供のいずれも許諾 | 全文複写提供のみ許諾 | 検討中 | その他 | | |
| 北海道 | | | | | | |
| 青森県 | | | | | | |
| 秋田県 | ○ | | | | 閲覧・複写について特段制限すべき事項や問題となる事項が含まれていないと考えられるため。 | 担当課でコンテンツチェックを行っている範囲内で、確認できたものの中で該当すべきものがあれば、その都度報告を行う予定。 |
| 岩手県 | ○ | | | | 広く公開するためのインターネット資料としてウェブサイトに掲載しているものであり、第三者著作物である等の理由により許諾できないコンテンツを除いて、国立国会図書館の収集を拒むウェブサイトで公開されている情報のため。 | コンテンツ作成者による申し出により把握し、その都度報告する。 |
| 山形県 | ○ | | | | | 許諾できないコンテンツは掲載すべきでないとする。事故・過失等により、そうしたコンテンツが生じた場合は、個別に相談することとなる。把握はしない。 |
| 宮城県 | ○ | | | | インターネット上で公開しているものであれば非公開とすべきものはないという理由で許可。 | |
| 福島県 | | | | | | |
| 新潟県 | | | | ○ | ページごとに許可・不許可を判断する。許諾できるか否かはページ毎での判断が必要になると考えられるため。 | 許諾できないコンテンツを作成した所属が国立国会図書館へ報告する。 |
| 東京都 | | ○ | | | 新聞記事に同じく複製権(複製)が認められるため | |
| 群馬県 | ○ | | | | 著作権の侵害を防止し、複製権(複製)が認められるため | 各所属からの報告により、広報課を通じて随時報告する。 |
| 栃木県 | ○ | | | | 過去の情報であるが、一般に公開することを目的に掲載した情報であり、提供に問題がない。 | |
| 茨城県 | | | | | 国立国会図書館から照会がない。 | |
| 埼玉県 | ○ | | | | ・本県では、ホームページを重要な広報媒体の一つとして位置づけ、印刷された出版物と同様に、国民共有の資産として、蓄積・利用される必要があると考えるため。 ・平成19年2月9日付けの国立国会図書館からの許諾依頼に対し、すでに許諾している。 | ・すでに公開されている情報なので、基本的には「許諾できないコンテンツ」はないと考えられるが、事件情報など、個人情報・人権に関わる情報は、国立国会図書館への回答時に除外の連絡を行う予定。 |
| 千葉県 | ○ | | | | 原則的にサイトに収録している。 | |
| 神奈川県 | | | | ○ | 神奈川県ホームページは、コンテンツを作成しているそれぞれの所属が著作権を管理しており、全所属の許諾を得ることは困難であるため、広報課で管理するトップページのみ許諾するものとした。 | |
| 山梨県 | | | | | | |
| 静岡県 | | | | | | |
| 長野県 | ○ | | | | 利用者の利便性の向上 | 当該担当課から広報課へ報告。広報課が国立国会図書館へ連絡する。 |
| 富山県 | ○ | | | | 当事業の利便性のため。 | 随時、メール等で報告する。 |
| 石川県 | ○ | | | | ・県ホームページは、公開を前提にしているため。 ・現在でも、サイト利用者がHTMLデータ等を、任意に保存可能であるため。 ・「インターネット提供」も許諾する理由は、サイト利用者の利便性向上のため。 | ・「許諾できないコンテンツ」を指定するのではなく、「許諾するコンテンツ」の範囲を指定する予定。(pref.ishikawa.lg.jpもしくはpref.ishikawa.jpが共通するドメイン・サブドメインページのみを許諾) ・H22.10.1以降のページを許諾する予定。(それ以前の古いページは許諾対象外) |
| 岐阜県 | ○ | | | | 一般に公開されている情報であり、特に問題は見当たらない。ただし、個人情報、第三者著作物である等の理由により、資料の提供に支障があるものは、許諾の対象から除外する。 | 県の全所属に該当の有無を確認し、所定の様式により報告予定。 |
| 愛知県 | ○ | | | | ・庁内各部署・所属に照会したところ、インターネット提供及び全文複写提供については支障がない旨の回答であった。 ・インターネット資料の提供にかかる許諾から除外するコンテンツについても、現在のところ、ごく少数である。 | ・当該許諾から除外するコンテンツが発生した都度、各部署から今回と同様な報告を出してもらい、国立国会図書館へ報告する予定である。 ・除外コンテンツ数から考え、その都度報告するものは、ほとんどないと思われる。 |
| 三重県 | ○ | | | | 選択理由は特になし。(提供できるものは許諾すべきとの認識) | 今後も、定期的(たとえば3ヶ月ごと、あるいは6ヶ月ごと)に各所属に調査を行う予定。その際に集約された情報は、当方から報告。ただし、調査期間外で除外すべきコンテンツ等の報告が各所属からあった場合には当該所属から直接報告してもらおう。 |
| 福井県 | ○ | | | | 個人情報、第三者著作物以外のものについては、公開済みの情報であり、許諾しないとする理由がないため。 | ウェブサイト管理者にて取りまとめ、必要に応じて報告する予定。 |
| 滋賀県 | ○ | | | | 既に公開されている内容であり、またプリンター等で複写も可能であることから許諾する。ただし、各課への照会により、提供対象から除外すべきとされたコンテンツについては提供しない。 | 現在検討中。(国立国会図書館において、滋賀県が管理する新たなサイト・コンテンツを提供対象とする場合は、事前に本県の許諾を得るよう条件を付す等) |
| 京都府 | | | | ○ | ドメイン単位の依頼であったため、関係機関等(議会・公安・警察・教育庁等)へ照会中 ※ 関係機関等の検討・回答をもって、国会図書館あてドメイン単位の回答を予定 | |
| 大阪府 | ○ | | | | 「国立国会図書館インターネット資料収集保存事業」の趣旨から判断。 | 国立国会図書館に報告が必要な場合があればその都度行う予定。(同事業の内容については、本府庁内の所属について周知済) |
| 奈良県 | | | | | | |
| 和歌山 | ○ | | | | 法改正前(平成19年2月)から許諾しており、今回の許諾依頼は、収集についての許諾がなくなった他は、同様であるとのことから、問題ないと考えている。 | 基本的には、許諾できるものしかウェブサイトに掲載しない。 |
| 兵庫県 | ○ | | | | 各所属に確認の上、除外するコンテンツを把握し、それ以外のページについては許諾する。なお、報道発表資料については、除外すべきものと判断している。 | 各所属から除外すべきコンテンツの報告があれば、その都度、国立国会図書館に報告する。 |
| 鳥取県 | ○ | | | | 現在も、利用者自身による閲覧及びプリントアウトの制限は行っていない。また、国立国会図書館内で閲覧されることには変わりがない。 | 対応方針は未定。許諾できないコンテンツは作成しないようにする。 |
| 岡山県 | ○ | | | | 現在、すでに許諾しており、今後も個人情報や第三者著作物など許諾不可なもの以外については特に問題ないと考えられる。 | その都度、今回の国立国会図書館の調査に添付されていた様式で報告する予定。 |
| 島根県 | | | | ○ | | |
| 広島県 | | | | | | |
| 山口県 | | | | ○ | 著作権や個人情報の取扱いの問題があるものは許諾の対象から除外する。ホームページ情報は公にしており、基本的にすべて提供・全文複写を応諾するとしているため。 | |
| 香川県 | ○ | | | | 公共の共有財産として地方自治体情報の閲覧・収集は必要であるから。ただし、県警察HPの一部情報はプライバシーに関わるものもあるので、許可しない。 | 許諾できないコンテンツについては、国立国会図書館からの報告書に記載し報告する。または、メールにて報告する。 |
| 徳島県 | | | | ○ | | |
| 愛媛県 | | | | ○ | | |
| 高知県 | ○ | | | | インターネットに掲載している高知県の資料については、すでに広く発信されている情報であり、また、高知県ホームページ運用管理規程に則り、著作権が高知県に帰属するものがほとんどであるため、国立国会図書館によるインターネット提供及び全文複写提供について許諾した。 | そもそも許諾できないコンテンツの登録を行うことは、ほとんどないため、許諾できないコンテンツについては、コンテンツの掲載時に、所管課より、逐次連絡を受ければ対応できると考えている。 |
| 福岡県 | | | | | | |
| 佐賀県 | ○ | | | | 広く国民に知らせるというインターネット資料の性質や、国立国会図書館によるインターネット提供により県からも過去に発信した情報を確認できるという利便性があるため。 | 各所属から危機管理・広報課への申し出により把握し、危機管理・広報課から国立国会図書館へ除外するコンテンツの報告を行う。 |
| 長崎県 | ○ | | | | インターネットで情報発信している時点で、一般向けに公開されているため。 | 検討中。(事案発生毎に対応) |
| 大分県 | | | | ○ | | |
| 熊本県 | | | | | | |
| 宮崎県 | | | | ○ | 今回の調査結果を踏まえて回答したい。 | |
| 鹿児島県 | | | | ○ | | |
| 沖縄県 | | | | ○ | 各部署に照会したところ、インターネット提供を制限してほしいコンテンツの申し出がいくつかあったため。 | 各課から申し出があれば、その都度、国立国会図書館へ除外を依頼する。 |
| 合計 | 23 | 1 | | 5 | 5 | |